

<参考訳>

Insurance Accounting Newsletter 第9号

2009年11月

歓迎すべき意見の収斂？

ここ2ヶ月は、IASB（国際会計基準審議会）とFASB（米国財務会計基準審議会）の双方にとって、非常に忙しい時期でした。米国で開催された10月の合同審議会では、保険契約における会計モデルに関しIFRS（国際財務報告基準）およびUS GAAPの意見の収斂に向けて新たな道が開かれました。11月の合同審議会では、1つの議題のみが扱われましたが、両審議会の間で新たな相違が浮上しています。今月のニュースレターでは、最新の審議内容および審議会におけるポイント・成果に対する我々の見解について、読者の方々にお伝えしていきます。

FASB および IASB による合同審議会

IFRS および US GAAP の意見の収斂に向けた新たな道

10月の合同審議会の開始当初には、両審議会による会計モデル案には2つの主な相違点がありました。すなわち、当初測定におけるアプローチの相違(IASB:更新されたIAS第37号モデル、FASB:現在履行価値(CFV)モデル)と、不確実性をどのように新会計モデルに反映させるか、という2点です。会議の結果、当初測定に関しては二つのモデルとも同じ基準に基づくこととなり、また、FASBは不確実性の会計処理に関し、US GAAPの調整も視野に入れて、IASB方式を分析検討することに合意しました。

当初測定においては、保険契約を獲得するために発生した新契約費の扱いがポイントとなります。両審議会は、繰延新契約費(Deferred Acquisition Costs – DAC)として新契約費を資産計上することの禁止に関しては、既に合意していました。FASBは、保険契約の当初測定において、保険契約者から受取るグロスの対価(総保険料額)に合わせて較正をする(つまり、負債測定に関しては新契約費は何の役割も果たさない)という従来からの主張を、メンバーの全員一致により再確認しました。FASBが、顧客との契約における収益認識基準作成の総合プロジェクトを完成させた折には、IASB方式は、当初測定の原則に従って、顧客とのすべての契約に適用されることとなります。FASBの主張の実質的内容は、保険契約を販売する会社と、他のあらゆる財・サービスを販売する会社との間において、会計上の取扱に何ら差異がないようにすべきである、というものです。この主張が実を結び、増分費用である新契約費を差し引いた顧客負担額(純保険料額)に合わせて保険負債を較正するというIASBの従来の一時的決定を修正すべきという意見が、IASBメンバー内でも多数派を占める結果と

本ニュースレターは英語版が原本となります。

このニュースレターの英語版と参考和訳に差異がある場合には、英語版が優先されます。

なりました。従来の IASB の論理的根拠となっていたのは、保険者が同一のリスク（の保険契約）を、異なる（より高いまたは安い）販売経路を通じて販売し、したがってそれぞれ異なる新契約費が保険料に反映されることから生じる歪みを回避すべき、という点にありました。

新 IFRS では新契約費を含むグロスの受取対価（総保険料額）に合わせて当初測定の較正を行う、ということに IASB は同意し、この結果、保険契約の販売時点では何ら収益認識を行わないということになりました。両審議会はまた、新契約費はその発生時に費用処理を行うことにより双方のモデルにおいて、保険契約の総保険料額に合わせて較正することにより契約時損失が計上されることになることを再確認しました。また、発生したすべての新契約費は全額費用処理することが要求されることとなります。両審議会は、この決定が収益性のある（利益を得ることができる）保険契約を販売しているという経済的実態を反映していないということは認識していたようですが、パンやミルクの販売に適用される一般会計原則に保険会計を整合させる決定に至ることができる、という魅力の方が 10 月の合同審議会においては勝っていたようです。

10 月の合同審議会における 2 番目の重要な進展としては、不確実性の会計処理および 3 番目のビルディング・ブロックを IFRS と US GAAP においてどのように定義するかという点について意見の収斂の方向性が見えてきたということです。我々の理解では、IASB が自らのモデル案でかねてから明確に述べていたリスクと不確実性の測定に関する問題に対し、FASB は難色を示してきましたが、今回 FASB は、リスクと不確実性の明示的な測定について検討を行うことと、その結果、前回の審議で主張していた複合マージンアプローチを放棄する可能性があることに同意しました。しかし前提として、FASB に今回とは別にこの件について議論する機会があたえられあり、12 月会議に向け両審議会のスタッフが作成するペーパーを検証する時間が許容される、ということが条件となっています。そのペーパーでは、各審議会が意見の収斂を目的にモデルをドラフトしたものを提示し、またお互いの見解を正しく理解するように、各審議会で使用される言葉のすり合わせを試みるとともに、US GAAP と IFRS における共通モデルの作成に向けた土台作りを図ることになります。

10 月の合同審議会における最後の主たるポイントは、先に IASB が下した保険契約者の会計処理を次回公開草案から除外するという決定を、再検討することを両審議会が決断したことです。結局は最終的に同じ結論に至る可能性もありますが、この問題に関する新たなペーパーの提出を受け、より詳細に審議すべき問題に焦点を当てた上で最終決定がなされることとなります。

歓迎すべき意見の収斂？

両審議会のスタッフに対して財務諸表の作成者および利用者側から今までに寄せられた意

本ニュースレターは英語版が原本となります。

このニュースレターの英語版と参考和訳に差異がある場合には、英語版が優先されます。

見をみると、当初測定については IASB の暫定的決定に対する評価が FASB 方式に比べ高かったことが示されています。IASB が 10 月の合同審議会以前に選択していた当初測定モデルでは、保険者がいかなる販売経路を選択して保険契約の販売をしようと、最も経済実態を忠実に表す会計上の価値を示すことに焦点を当てていました。IASB はこの見解を形成する上で、顧客が支払う対価は、程度の差こそあれ、保険会社に発生した新契約費の影響を受けるということを認識していました。さらに IASB は、増分費用であり、かつこのように受取対価と密接な関係のある新契約費を除いた調整後の対価（純保険料額）に合わせて負債の当初測定を較正するという方法を選択しました。ネットの対価により較正を行うということは、結果として、販売時点において収益を認識することに繋がるものでした（もともと、利益の認識については認められません）。またこの方式は、収益性のある保険契約を販売するという経済的実態により整合するものでした。

これに対し、FASB の見解（現在では、IFRS でも採用されることになりましたが）は、貸借対照表価額の測定ではなく、収益認識に重点を置いて形成されました。

FASB の見解は、保険リスクを引き受けるということは、その他のあらゆるサービスと同様のサービスであり、このような見方からすれば、保険者は販売時点では何らサービスを提供していない、というものです。したがって、顧客の支払う対価と発生した新契約費の額の間には何ら関連性がなく、また、FASB と IASB が現在策定している顧客との財・サービス販売契約における一般原則と保険会計における収益認識を区別する概念的根拠もないということになります。

10 月の合同審議会において、FASB は保険契約における収益の計上方法に対し特例処理を認める理由はどこにもないということを説明しました。FASB のメンバーは、保険契約に対し特例処理を認めるということは、収益計上に関する業界固有の会計、といったものを作り上げてしまうことになりかねないと述べ、この業界固有の会計の是認について多くの人が US GAAP の最も悪しき特性と考えており、また FASB としても是正するとを検討していることを表明しました。

また FASB のメンバーは IASB に対し、両審議会が承認した収益認識の原則（財・サービスの販売に関する収益認識の原則）のもとでは、手数料又はあらゆる形式の新契約費の支払い、誰に対する支払であろうと、保険契約者に対する義務を果たしたことにはならないので、収益は計上されるべきでないという点についても、再度言及しました。

この原則を念頭に置いた上で、FASB はさらに、新契約取得に係る支出の資産計上を検討するという選択肢について詳しく検討しました。両審議会は、収益プロジェクトにおける現時点での決定事項に鑑み、会計処理は顧客からの受取対価に結び付けるべきであるため、契

約価値を評価することは認められない、ということを確認しました。

保険契約を獲得するために発生した新契約費の金額的重要性は、発生時に費用処理を行うという原則からの逸脱を正当化するに足る理由にはなりません。また、この費用処理の原則は、顧客との契約を獲得するために発生したあらゆる種類の初期費用に対し、今後定められる収益認識基準のもとで適用が要求されることとなります。

これらのコメントを受け、票決においては、FASB のメンバーは全員一致で再度従来の決定を踏襲し、一方では IASB のメンバーが新たな決断を下すといった形での意見の収斂が実現しました。8 対 6 の多数決（メンバーの 1 人は欠席）により、IASB は従来の決定を変更し、すべての新契約費は発生時に損益計算書に計上し当初契約時には収益は認識しないという FASB の見解に歩み寄る用意があることを表明しました。

以下の図表では、IASB が今回新しい決定を下したことによる影響を簡略化して例示しています。

例示 1：一時払い保険契約

			資産		負債	
AC	新契約費	通貨単位 (10)	未収保険料	100	未払手数料	10
					保険契約負債	100
					利益剰余金（損失）	(10)
SP	一時払い保険料	100		100		100
MfR	リスク・マージン	(15)				
ブロック 1 および 2	確率加重された将来キャッシュフローの現在価値 (この例では、将来の保険料収入がない一方で将来の保険金や費用が支払われるために、ネットではキャッシュ・アウトフローとなる)	(70)				
CFs	キャッシュフロー					
PVs	現在価値					
RM	残余マージン	(15)				
			包括利益計算書 *		包括利益計算書 **	
			収益	0	収益	100
			差引：手数料	(10)	差引：保険契約負債	(100)
					差引：手数料	(10)
			純損失	(10)	純損失	(10)

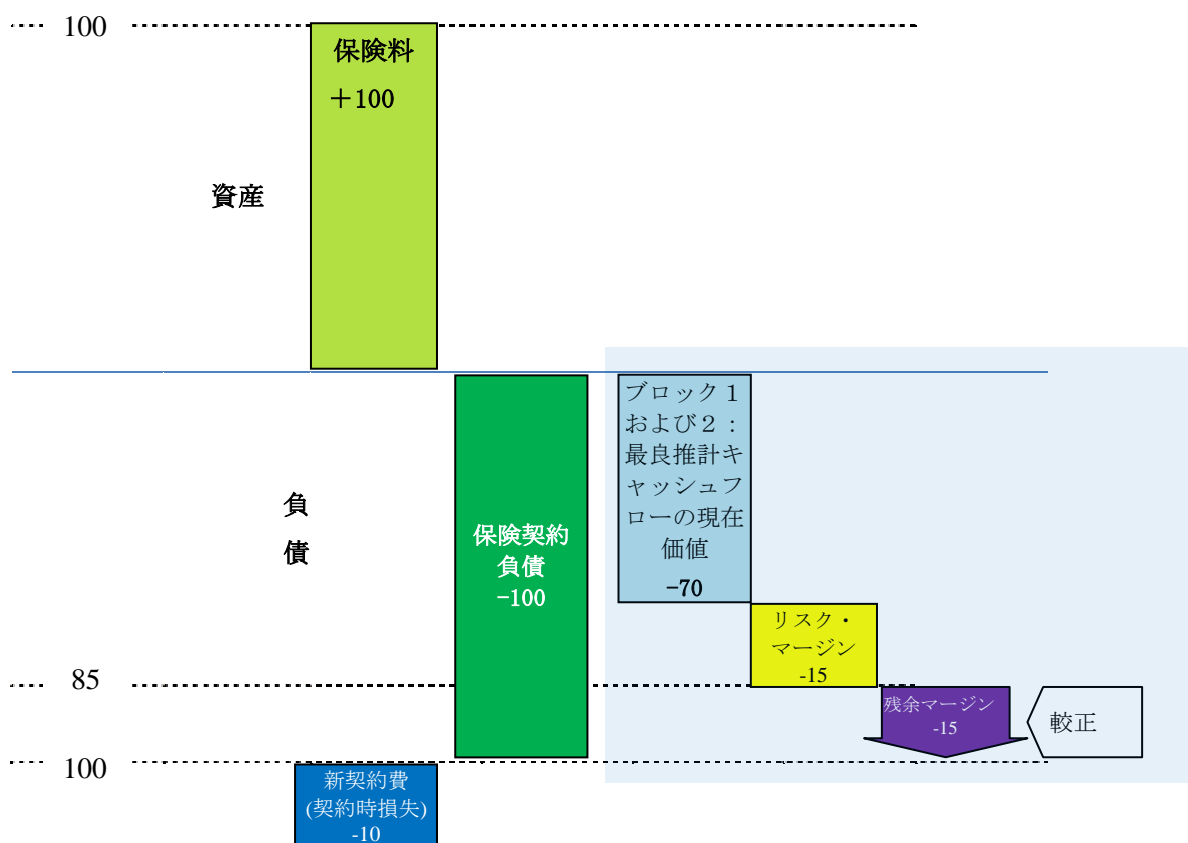
* 預り金(手数料モデルまたはマージンモデル)が採用された場合

** 伝統的生命保険モデルの場合

本ニュースレターは英語版が原本となります。

このニュースレターの英語版と参考和訳に差異がある場合には、英語版が優先されます。

新契約費に関する新たな決定に基づき、残余マーヅンの較正にあたり総保険料を使用している。図中では、確率加重された将来キャッシュフローの現在価値は-70（将来の保険料の受取が予定されないため、負債となる）と見積もられたとします。リスク・マーヅンが15であると仮定すると、負債がさらに増加して85となります。顧客の支払対価に合わせて較正を行うので、最終的な保険負債の額は資産の額の100（保険料のグロスの受取額）とイコールにならねばならず、したがってこの較正により残余マーヅンは15ということになります（ $70+15+残余マーヅン=100$ ）。契約時の貸借対照表には、保険契約を獲得するために発生した新契約費による10の純損失が計上されることとなります。図中反対側には、較正が表示されています。



本ニュースレターは英語版が原本となります。

このニュースレターの英語版と参考和訳に差異がある場合には、英語版が優先されます。

例示 2：平準払い保険契約

			資産		負債	
AC	新契約費	(10)	未収保険料	5	未払手数料	10
					保険契約負債	5
					利益剰余金（損失）	(10)
RP	初回保険料	5		5		5
MfR	リスク・マージン	(15)				
ブロック 1 および 2	確率加重された将来キャッシュフローの現在価値 (この例では、将来の保険料収入（割引後）が将来の保険金及び費用（割引後）を上回るためにネットではキャッシュ・インフローとなる)	130				
CFs	キャッシュフロー					
PVs	現在価値					
RM	残余マージン（バランス額 - 校正）	(120)				

包括利益計算書 *		包括利益計算書 **	
収益	0	収益	5
差引：手数料	(10)	差引：保険契約負債	(5)
		差引：手数料	(10)
純損失	(10)	純損失	(10)

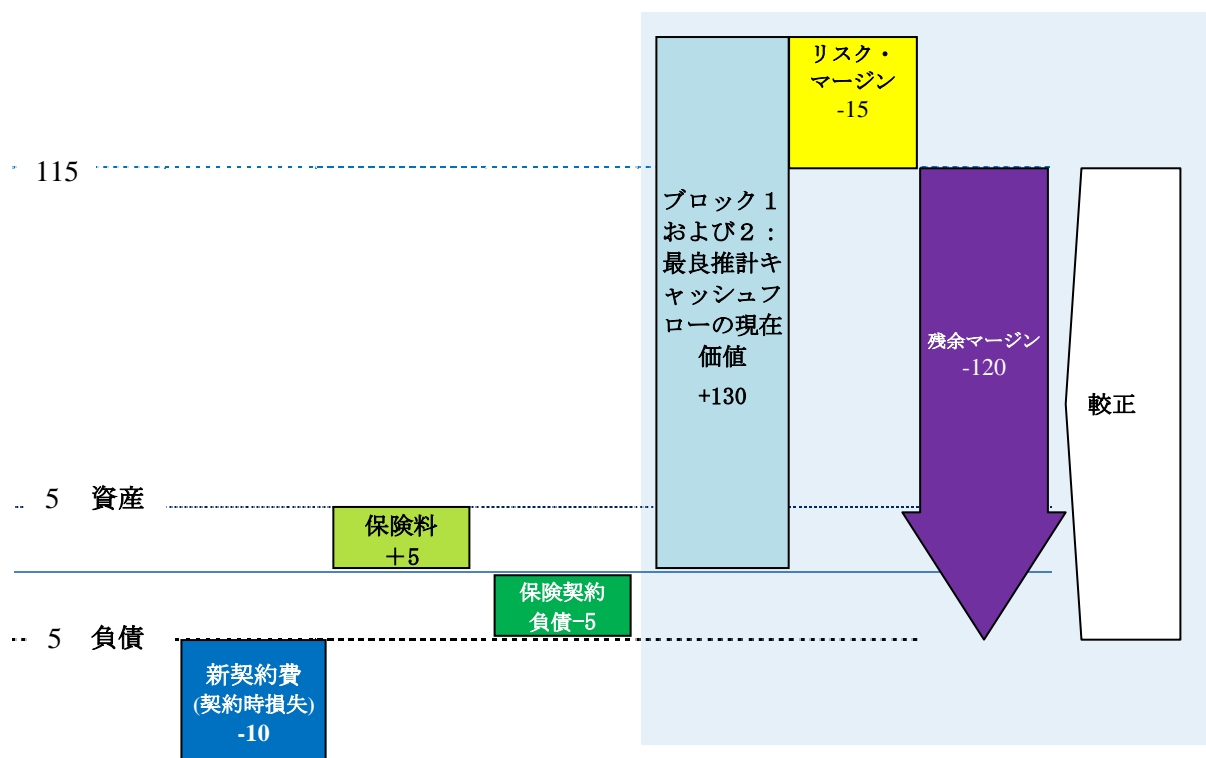
*預り金(手数料モデルまたはマージンモデル)が採用された場合

**伝統的生命保険モデルの場合

今回の決定事項を念頭に、平準払い保険契約においても、残余マージンの校正にあたり総保険料を使用しました。確率加重されたキャッシュフローの現在価値は 130 と見積もられたとします（将来の保険料収入が将来の支払保険金を上回る）。リスク・マージンが-15 と見積もられると、ブロック 1&2 の見積もり額は 15 減少します。最終的な保険負債の額は資産の額の 5（受取総保険料）とイコールにならねばならず、したがってこの校正により-120 の残余マージンが生じることになります（+130-15+残余マージン=5）。契約時の貸借対照表には、上記に示すとおり、保険契約を獲得するために発生した新契約費による 10 の純損失が計上されることとなります。反対側には、校正が図によって表示されています。

本ニュースレターは英語版が原本となります。

このニュースレターの英語版と参考和訳に差異がある場合には、英語版が優先されます。



不確実性の会計処理について意見の収斂

1 番目の主な相違点（当初測定のアプローチ）で意見の収斂をみた後、両審議会の審議は続いて 2 番目の相違点であるリスク・マージン（第三のビルディング・ブロック）へと移行しました。10 月の合同審議会ではこの件についての票決は要求されませんでした。意見の収斂を達成する可能性は十分にあったようです。

IASB は、不確実性のための明示的なマージンを保険会計モデルに導入し、かつそのマージンを各報告日ごとに再測定すべきであると主張してきましたが、複数の FASB メンバーがその主張を受け入れる用意があると表明しました。FASB による分析には進展があり、すなわち、確率加重されたキャッシュフローは、確率分布を使用することにより不確実性全体を捉えた見積もりとすることが出来ているが、それでも確率分布の形状に起因する追加的な不確実性は残ってしまう、という点について理解が深まったとのことでした。

上述した追加的な不確実性の存在を念頭に置いた上で、各報告日ごとに再測定することによって、この現象を、独立の追加負債項目として財務諸表上表示することが可能です。IASB メンバーによると、これは、独立に測定されたリスク・マージンを採用するという IASB の現時点での暫定的決定に非常によく似た概念のようだとコメントがありました。

この問題についての意見の収斂を促進するにあたり、両審議会のスタッフは各審議会のモデルについて新たなペーパーを作成し、当該ペーパーでは用語を詳細に分析することによって両者の見解、（特に確率分布の形状に起因する追加的不確実性について）の相互理解を確保することになります。その際、（この「追加的不確実性」を表現する）「不確実性調整」("uncertainty adjustment") という用語が、従前のリスクマージンに代わって用いられることになると思われます。

意見の収斂に向け審議が新たな展開をみせる一方、その展開の中では、保険会計においては、保険が新規に販売されるたびに損失計上が強制されるという決定もされました。このことのみに着目しても、新たに収斂したモデルが財務諸表の利用者および作成者から歓迎されるのかという疑問が浮上します。また、「経済的実態」を反映する目的で、別の方法（例えば、エンベディッド・バリュー）が引き続き発表され続けるリスクもあります。

不確実性の会計処理に関する IASB モデルを完全なものにするためには、IASB が、リスク・マージンを測定するための適正な会計単位 (unit of account) に関する問題を検討する必要があることを指摘しておきたいと思います。我々は、2007 年のディスカッション・ペーパーにおける IASB の見解がこの問題の議論の出発点であるとの前提にたって取り組む必要があります。このディスカッション・ペーパーでは、共通のリスク特性をもつ保険契約のグループと定義されるポートフォリオのポイントまでリスク・マージンの計算に分散効果を反映させる（均質性テスト (homogeneity test)）ことと、更には（この均質性テストは）保険会社による単一のポートフォリオのリスクマージン計算（管理テスト (management test)）と一体管理すべきであるとの提案がなされています。両審議会が企業固有方式に移行した現在、ディスカッション・ペーパーで示された現在出口価値モデルにおけるポートフォリオの概念の枠を超える企業固有レベルでの分散効果について、議論がなされる可能性があります。このことが、両審議会がリスク・マージンの会計処理に関する審議をまとめる上で、議論および検討を要する重要課題となりそうです。

10 月の合同審議会終了後の両審議会の議長による発表を受けて、両審議会は、重要な成果をあげること、および 2010-2011 年における相当量の共同作業を達成することを目標として、2009 年および 2010 年においてビデオ会議方式により共同審議を強化することに取り組んでいます。保険会計に関する第一回の「仮想」合同審議会は 11 月 18 日に行われましたが、これについてはこのニュースレターにて後述します。

サービス・マージンについてはどうするのか？

意見の収斂の観点からまだ解決されていない相違点の 1 つがサービス・マージンの問題です。IASB モデルの中で、サービス・マージンは、顧客に対するその他のサービス（保険金の

本ニュースレターは英語版が原本となります。

このニュースレターの英語版と参考和訳に差異がある場合には、英語版が優先されます。

支払いに備える義務以外のサービス)を保険者が販売する時に要求されるものです。このような非保険サービスを提供するにあたっての保険会社固有の期待利益として測定された負債が、サービス・マージンです。

各審議会のモデルにおいて「不確実性調整」(リスク・マージン)に関する負債が別個に測定されるとの仮定にたてば、FASB モデルには複合マージンの中の1要素としてサービス・マージンが含まれることになります。

FASB モデルにおいては、非明示的なサービス・マージンは再測定されませんが、一定の方法で損益へ振り替えられるべきでしょう。IASB モデルでは、サービス・マージンは事後(契約初日以降)に別個に再測定された結果として損益へ振り替えられます。これはリスク・マージンに要求される方式と同じものです。残余マージンのみが、ビルディング・ブロックの再測定とは別個に、系統的に収益計上されます。

非保険サービスに係る期待収益の個別の会計処理は、非保険サービスが保険契約者に実際に販売されたときのみ要求されます。しかし、この会計処理の要求は、FASB と IASB のモデルが収斂するにあたって最後の主な相違点となる可能性があります。リスク・マージンに関する両審議会の議論が決着をみた後は、この残りの問題に取り組む必要があるものと考えられます。

保険契約者の会計処理 – 入れるのか入れないのか?

10月の合同審議会において最後に審議されたポイントは、公開草案に保険契約者の会計処理を含めるかどうかでした。IASB は、現実的な観点から、公開草案から保険契約者の会計処理を除外するという暫定的決定を下し、保険者サイドの会計モデル作成に当面スタッフを集中させる一方、2010年の期間の一部を保険契約者の会計処理に集中的にあてることによって、最終的な会計基準に盛り込むことを予定していました。

一部のメンバーはこれに同意せず、10月の合同審議会の場で再度懸念を表明しました。主な懸念は、保険契約者と保険者の会計処理における対称性と、保険契約者の会計モデルの枠組の中で契約の境界を具体的にどのように取り扱うべきかという問題です。両審議会は議論の末、IASB の決定は再考すべきであり、公開草案は保険契約者の会計処理を含むに越したことはないとの結論に達しました。

両審議会はこの問題について、保険契約者と保険者の会計モデルにおける対称性が欠如した場合に生じるあらゆる問題点の特定に焦点を当てて共同審議を行うことで合意しました。この審議では、再保険契約を保有する保険会社に係る会計処理についても検討を行う予定で

す。

保険契約者の会計処理に関する作業を後回しにするという IASB の決定が承認されない場合には、公開草案の発表にさらに遅れがでる結果となるかもしれません。

有配当保険契約

両審議会は、有配当保険契約の主な特性について議論し、その会計処理に適用される一般原則について模索しました。有配当契約は、保険契約者が保険料を多く支払うことによって、保険契約の契約プールリスクや報酬の一部に参加するというのが特徴となっています。典型的には、有配当契約には2つの要素、すなわち、「最低保証給付」("guaranteed minimum benefits") および裁量権のある「有配当性」(discretionary "participating feature") があります。有配当性に関しては、通常は保険者に裁量権が与えられる一方で、最終的には法や規制、契約条件による制約があります。保険者に裁量権があるということは、有配当性の一部は、「フレームワーク」のもとでの負債の定義を満たさない可能性があるということです。有配当保険契約に係る会計処理については2つの方式が提案され、両審議会が審議を行いました。

- ・見解 1 – 保険契約における有配当性から生じるキャッシュフローを、当該契約において不可分のものとして扱う。したがって、有配当性から生じるキャッシュフローは、当該契約から生じる他のすべてのキャッシュフローと同様に扱われ、期待現在価値に基づく保険負債の測定に含まれ、別個の認識は行われぬ。
- ・見解 2 – 負債の定義を満たすか否かに基づいて有配当性を分類し、保険契約の分離 (bifurcation) を行う。この方式では、有配当性の認識として以下の3つの選択肢が考えられる。
 1. 裁量権が認められる場合は、常に資本として別個に認識する。
 2. 有配当性を2つの要素に分け、法律上あるいは法解釈上の義務 (constructive obligation) が存在する場合には負債として分類し、残りは資本として分類する。
 3. 有配当性が主に資本としての性格を有すると考えられるか、もしくは主に債務としての性格を有するかと考えられるかという点に基づいて、資本もしくは負債の一方に分類する。

多くのメンバーは、配当原資は株主に対して支払われるものではないため資本に計上すべきでないという理由により、見解 2 には異論を唱えました。見解 1 を支持するメンバーからは、有配当性を保険契約の一部として扱うのは、有配当性が保険契約に組み込まれたものであり、契約なしでは商業的実体がないという事実を踏まえたものであるとのコメントがあ

りました。見解 1 ではまた、保険負債と保険料の双方について分離を行うことが必要となる複雑な測定プロセスを回避することができます。

また、対象となる保険契約に基づく保険契約者への給付に係る負債と費用は、同じ期間に認識されることになるので、見解 1 に基づいた業績測定が望ましいということを付け加えるメンバーもいました。

見解 2 を支持するメンバーは、法律上あるいは法解釈上の義務の裏付けがない負債を認識するという事は、IFRS と US GAAP の枠組みからの逸脱になると主張しました。この主張では、決定に至るまでは裁量権に基づくものとして、資本の部、例えば別個の分配不能の準備金として計上し、決定の際には、損益計算書への計上とともに負債が認識されることになります。

激論の末、票決により IASB は見解 1 を暫定的に採択し、FASB は見解 2 を暫定的に採択しました。両審議会は、それぞれのスタッフが追加情報を作成し提示した後に引き続き審議を進める予定です。

その他の相違点

このところの進展にも関わらず、両審議会には今後も審議し合意に至らなくてはならない項目が山積しています。この主な原因は、FASB が現状以外の論点にも着手しないことには IASB の現在のポジションに追いつくことができないからです。

FASB でまだ議論されていない項目として、IASB の残余マージンおよびサービス・マージンを含む修正複合マージンに係る事後（契約初日以降）の測定と、どのような基準を用いて損益へ振替を行うか、という問題があります。検討が必要な項目として、新契約費に係る最近の決定が、複合マージンの解放にどのような影響を及ぼすのかがあります。

10 月の合同審議会において浮上した別の問題は、IFRS 第 4 号フェーズ II と更新された IAS 第 37 号に、これらの負債の測定の際参照すべきものとして移転原則（transfer principle）が記載されていることです。これらの会計基準は、一般負債（IAS 第 37 号）および保険負債（IFRS 第 4 号）を会計処理するにあたって、二次市場が存在する場合、該当する負債を二次市場へ売却した場合の移転価格を報告体である企業が検討することを要求するものです。二次市場により導き出される負債価額が、3 つのビルディング・ブロックを用いて測定される価額よりも低い場合、会計処理上、二次市場による低い価額の方を採用することが求められます。

IASB は、この原則を、保険会計のみならず IAS 第 37 号の対象範囲となるすべての一般負債に適用する意向です。しかし、FASB は、現在履行価値による会計モデルを採用するなら

ば、保険会計基準に不必要な要素であるとして、この考え方に難色を示しています。

IASB において既に議論されたものの、FASB においてはまだ議論されていない事項としては、次の2つがあげられます。

- ・将来保険料と保険契約者の行動に関する会計処理
- ・未経過保険料方式を採用するかどうか、また、採用する場合にはどのような条件とするか

その他の IASB 会議からのフィードバック

前述したように、10月はIASBにとって忙しい月でした。IASBは、FASBとの合同審議会とは別に、10月20日に会議を開き、アンバンドリング（unbundling）に関して決定を行い、デポジット・フロア・ルール（deposit floor rule）に関連して将来保険料の会計処理方法について確認をしました。

構成要素に相互依存関係がない場合に限ってアンバンドリングすべきであるというIASBスタッフの提案は、IASBメンバーの支持を得られませんでした。その代わりに、IASBはスタッフにその案件を将来的に再度議題として提起するよう要請しました。その際には、相互依存関係の概念、収益認識プロジェクトで議論されているセグメンテーションの概念との包括的分析、および相互依存関係が(複合金融商品)契約全体の公正価値と各要素の公正価値の合計と等しくない可能性があるという概念と同様かという点の検討について、より詳細な説明を求められることとなります。

今回のIASB会議におけるその他の重要な論点としては、デポジット・フロアに関する要請を、保険契約の測定から除外する決定を再確認したことが挙げられます。今回再確認された5月の決定事項の結論から、契約の境界内における一定の解除オプションおよび更新オプションから生じる見積りキャッシュフローを測定に含めるという処理が導かれます。IASBは、その決定による成果の1つとして、IFRS第4号フェーズIIにはデポジット・フロア・ルールを設けないということを確認しました。

IASBはスタッフに、既存契約における契約の境界の概念に関するより具体的な提案を作成するように要請しました。この提案は基本的には、公開草案における「結論の根拠」の箇所に記述されることとなります。

非保険要素のアンバンドリング

IASBスタッフは、構成要素と保険契約の要素との間に相互依存関係が存在しない場合はす

本ニュースレターは英語版が原本となります。

このニュースレターの英語版と参考和訳に差異がある場合には、英語版が優先されます。

べて、当初測定に際しては当該非保険要素については、アンバンドリングが要求されるという点に関して詳細な提案を提示しました。

相互依存関係が存在する場合、新 IFRS においてはアンバンドリングは禁止もされずまた容認もされません。アンバンドリングの採用については、基本的に保険者が任意に会計方針を選択することができるということになります。

同スタッフの論拠は、提案したモデルにおいては、アンバンドリングが要求されるのは明確な条件下に限られ、これにより要素の恣意的な分割を回避することができる、というものでした。

相互依存関係の概念を導入するにあたり、明確な定義はありませんでした。その代わり、同スタッフは相互依存関係の存在を示すファクターをいくつか列挙しました。特に議論の対象となったのは、次の4つです。

- ・ある構成要素から生じるキャッシュフローが、別の要素から生じるキャッシュフローに影響する場合。
- ・構成要素を分けるにあたり、複数のもしくはすべての要因の検討が必要とされる状況下で、保険者は何を各構成要素へ配分するかについて決定する証拠を認識できず、従って、配分には恣意的な分割が要求される場合。
- ・契約がパッケージとして価格設定されており、構成要素単独での交渉が行われず、契約全体が、単一の商業目的を有する場合。
- ・各構成要素に相関関係のあるアクティビティ、サービス、コスト等が認められる場合。

この議論により、IASB は同スタッフによる提案を支持するメンバーと、支持しないメンバーに二分されました。支持しないメンバーは、理路整然とした相互依存関係の原則は、定義の面で広すぎるため実務的には意味をなさないものとなり、事実上アンバンドリングが全くないという結果を招きかねない、という根拠に基づき批判を述べました。明らかに、後者のメンバーは IFRS において要素のアンバンドリングを広く適用させることを狙ったのことで、その後別のコメントが多数出され、最終的にはこれらのコメントがこの議論の結論に影響を与えるものとなりました。

まず、相互依存関係について、収益認識の IFRS で展開された契約のセグメンテーションの

本ニュースレターは英語版が原本となります。

このニュースレターの英語版と参考和訳に差異がある場合には、英語版が優先されます。

概念と比較する必要がある、との意見がありました。

さらに、数名のメンバーの意見によれば、アンバンドリングに基づき経営管理を行っている保険会社が実際にあり、したがって、新 IFRS のもとでより広い会計基準としてアンバンドリングを採用することは可能であるとの見解を示しました。実行可能性に関しては、保険会社はアンバンドリングに基づき会計処理を行う多くの実行可能なモデルを有している、というのがこれらのメンバーの見解でした。

この見解のさらなる裏付けとなるのが、保険会社が源泉ごとに利益を開示しているという事実です。アンバンドリングによるビジネスモデルとリンクしているものと思われます。

最後に、相互依存関係のある複数の構成要素からなる契約の公正価値が、構成要素それぞれの公正価値の合計額と等しくないという疑問が提起されました。この疑問に対する分析が、同スタッフが相互依存関係の明白な定義について検討する上での方向性となりうる、との意見が出されました。

これらのすべての意見が出たところで、IASB は賛否の票決を行いませんでした。決定はなされなかったものの、一定の条件の下ではアンバンドリングが要求されるということには異論がないと思われ、条件の定義については、相互依存関係とは何を意味するかという点に関し、さらなる議論が必要と思われます。また、相互依存関係の概念と、収益認識プロジェクトにおける契約のセグメンテーションの概念と比較する必要があります。

スタッフは、アンバンドリングの分野について限定的なフィールドテストを行う予定であり、アンバンドリングの実行可能性に対する対象企業による予備的評価を踏まえるためにも、12月のIASB会議まではアンバンドリングを議題とするつもりはない、と発言しました。

IFRS 第4号ではデポジット・フロア・ルールを設定せず

広範囲にわたる議論のあと、IASB は、新 IFRS では、確率加重された予測キャッシュフローに、すべての解除もしくは更新オプションから生じるキャッシュフローを含めるということを再確認しました。これらのキャッシュフローは、保険契約者がオプション行使をするかどうかの確率評価に基づいて、行使の確率が高い場合には、契約の境界の範囲内に含まれるということになります。このような原則があるため、メンバーにおける一部少数派が強く主張していたデポジット・フロア・ルールについて、その適用は妥当ではないことを IASB は確認しました。この決定については2回の票決が異なる側面から行われ、それぞれ12対3、13対2の多数決で、IFRS 第4号においてデポジット・フロア・ルールを設定しないとしたスタッフの提案が多く支持を集めました。

本ニュースレターは英語版が原本となります。

このニュースレターの英語版と参考和訳に差異がある場合には、英語版が優先されます。

しかしながら、これらの支持は条件に基づいており、すなわち、同スタッフが契約の境界の概念を運用するにあたっての詳細な内容、および「ユニバーサル・ライフ」として一部の国で知られ、将来の保険料を変動させることが可能な保険契約への適用方法について、明らかにできるということが条件となっています。また、保険契約者が追加的な保険金の購入権を有するタイプのオプションをどう扱うかについても、今後ペーパーでの説明が求められます。これらの条件を文書化するにあたり IASB の多数派意見が示すところでは、新規契約の購入もしくは保険金の新規変更に係る将来的なオプションは、更新もしくは解除オプションとして扱われるべきでなく、したがって契約の境界の範囲外にあるということでした。

業績の表示

スタッフは教育セッションにおいて、保険契約の業績計算書（包括利益計算書）の表示について、4つの選択肢を示しました。すなわち、伝統的な生命保険アプローチ（traditional life approach）、伝統的な損害保険アプローチ（traditional non-life approach）、手数料アプローチ（a fee approaches）およびマージンアプローチ（a margin approaches）です。4つの選択肢ともに利益もしくは損失は同額となり、これらに関する最終的な選択が測定モデルに影響を及ぼすことはありません。

手数料アプローチあたりに多少関心があったようですが、このモデルは、契約の特定要素に対し特定の手数料があるユニバーサル・ライフ契約に類する保険契約の会計処理に対してのみ有効である可能性があります。

スタッフは、一定の条件下ではすべての保険契約に対して未経過保険料方式を要求するという IASB の決定事項に触れ、注意を促しました。この決定事項は、手数料もしくはマージンアプローチによる業績計算書の表示と整合性がないこととなります。

IASB メンバーは、特にリスク・マージンにおける変化を反映するためにも、最終的な IFRS にはより詳細レベルでの分解作業が必要であると述べました。

FASB と IASB による 12 月の合同審議会では、これらの事項の決定に関するペーパーが提出される見込みです。

認識と認識の中止

11 月 17 日の会議において IASB は、IAS 第 39 号の規定との整合性に基づき、保険者が契約当事者となった時点で保険契約を認識すべきであるとのスタッフの提案について議論しました。

本ニュースレターは英語版が原本となります。

このニュースレターの英語版と参考和訳に差異がある場合には、英語版が優先されます。

IASBはこの事項については決定を下さず、保険者が「保険契約の当事者になった」時点に関するさらなる定義の明確化をスタッフに要請しました。IASBメンバーは、契約の拘束力が発生したと判断される時点について、国際的な法令実務上様々な違いがあることに対する懸念を表明しました。例えば、法域によっては、保険者は、撤回不能な保険契約の募集を行ったことにより、その募集の時点から保険リスクの対象となる場合があります。「保険契約の当事者になった」という定義をこのようなケースにどのように適用するのかという点が明確となっておりません。

当初認識に影響を与える別の事項は、契約締結時点と保険期間の開始時点の間の期間の会計処理についてです。ケースによってはこの期間は比較的長い時間にわたり、またこの期間内に保険契約者が保険契約を解約できる可能性もあります。

IASBメンバーの一部は、保険期間開始前の契約は完全に未確定であると考えていますが、一方、当初認識は保険期間の開始時点でなされるべきであるが、保険期間の開始時点については法域によって異なる可能性があるため、より明確な定義が必要であると述べるメンバーもいました。また、保険期間が開始していなくても、契約の署名時点でキャッシュフローの期待価値が更新されるべき、と述べるメンバーもいました。

IASBは、同スタッフにペーパーの再提出を要請し、決定は今後別の会議で行うとしました。

保険負債の認識の中止については、IAS第39号における金融負債の認識の中止に関する原則を適用し、保険者の負債として認められなくなった時点で認識の中止が行われるということで目立った異論もなく合意されました。

日程

10月の合同審議会では、IASBとFASBは2010年初めに公開草案を発表し、2011年半ばには会計基準を公表するというスケジュールを再確認しました。11月の合同審議会ではこのスケジュールを変更し、公開草案は2010年4月までは公表せず、コメント期間は4か月との提案がなされました。この提案は、2011年半ばに新基準を公表することについては当初予定のままです。新しいスケジュールの提案については、反対意見はないようでした。これ以上公開草案の発表に遅れがでると、IASBのメンバーの大幅な入れ替えが予定されている2011年6月までにIASBが基準をまとめるのは困難になりそうです。

付表： これまでの暫定的決定のまとめ

一致している見解	IASB 及び FASB	
測定アプローチ	測定アプローチの基本的な特性 <ul style="list-style-type: none"> 市場価格と整合している金融市場変数の見積もりを使用 期待キャッシュフローの明示的な現在の見積もりを使用 貨幣の時間価値を反映 	
測定方針	IASB は、投票により（8 対 7 で）CFV モデルではなく更新された IAS 第 37 号を支持した。いずれのモデルも公開草案に盛り込まれる	FASB は CFV（現在履行価値）モデルを支持
利益の会計処理	会計上の利益は保険契約の当初認識時に認識しない	
マイナスの初日差額	マイナスの初日差額は契約時損失として即時認識	
新契約費の会計処理	発生時に損益計算書に費用として計上	
契約時の収益認識	負債は保険契約者から受け取った総保険料に合わせて較正されるため、当初測定時には収益を認識しない	
保険契約者の会計処理	両審議会は、次回公開草案から保険契約者の会計処理を除外するという従来の決定について、当該事項に関する新ペーパーが提出された後に、再検討を行う	

相違する見解	IASB	FASB
測定アプローチ- マージン	<p>リスク・マージン</p> <ul style="list-style-type: none"> 不確実性に対する明示的かつ再測定されたマージンの算入 <p>サービス・マージン</p> <ul style="list-style-type: none"> 他のサービスによる利益に係る明示的かつ再測定されたマージンの算入 <p>残余マージン (注 1)</p> <ul style="list-style-type: none"> 新契約コストをネットした純保険料額に合わせた当初較正に明示的なマージンの算入 <p>残余マージンは、保険期間全体にかけて利益計上され、その利益計上は、</p>	FASB はリスクと不確実性の明示的な測定について検討を行い、複合マージン方式を放棄する可能性がある

本ニュースレターは英語版が原本となります。

このニュースレターの英語版と参考和訳に差異がある場合には、英語版が優先されます。

	3つのビルディング・ブロックの変化とは無関係に行われる	
新契約費の定義	すべての新契約費をその発生時に損益計算書に計上	すべての新契約費は費用計上されるとして未検討
有配当保険契約	<u>IASB は、有配当性は保険契約と別個に測定されるべきではないと暫定的に決定</u>	<u>FASB は、有配当性が負債の定義を満たしている場合（特に、支払に関する法律上あるいは法解釈上の義務の存在の有無に関し負債の定義を満たしている場合）、負債として分類されるべきであると暫定的に決定</u>

FASB でまだ議論されていない IASB の決定	
割引率	・ 負債の特性（通貨、デュレーション及び非流動性）にもとづいた原則的アプローチ
保険契約者の行動	・ 更新及び解約オプションから生ずるキャッシュフローは、顧客関連無形資産ではなく、契約上のキャッシュフローの一部とする。 ・ 参照すべき独立した販売価格が入手できない場合には、これらのオプションを「ルック・スルー」基準にもとづいて測定する。
契約の境界	保険者が個々の保険契約を無条件に再引受あるいは価格改訂できる権利を得たときに既存契約は終了する。
未経過保険料方式	次の全条件を満たす一切の契約につき、未経過期間に対する負債の会計処理に未経過保険料方式を利用するという要件 ・ 保険期間が 12 カ月以内で、 ・ 組み込みオプション又は保証が存在せず、 ・ キャッシュフローの期待流出額の大幅な減少を招くおそれのある事象について保険者が認識する可能性が低い場合であること。
デポジット・フロア	解除もしくは更新オプションから生じるすべてのキャッシュフローを第一のビルディング・ブロックに含めるという仮決定を再確認（デポジット・フロア・ルールは不採用）

本ニュースレターは英語版が原本となります。

このニュースレターの英語版と参考和訳に差異がある場合には、英語版が優先されます。

認識と認識の中止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険契約の認識について最終決定を行わず、追加的分析を行い今後別の会議において事例を提示するようスタッフに要請 ・ 保険負債の認識の中止についてはIAS第39号に従うということで合意
----------	---

下線部 - 最近の変化

注1) 原文「新契約コストをネットした純保険料額」は誤植。「総保険料額」に訂正したい。